主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人鈴木勇の上告趣意第一点は、違憲をいうが、実質は単なる訴訟法違反の主張であり、同第二点は量刑不当、同第三点は事実誤認、単なる法令違反の主張であり、(本件窃盗の訴因と、横領の訴因とは、公訴事実の同一性を有するものと認められる。また、本件審理の経過に徴すれば、原審が、検察官の予備的訴因の追加請求を容れ、これにもとづき、第一審判決の窃盗の認定を変更して横領と認定したことにつき、被告人の防禦に実質的な不利益を生ぜしめた点は、何ら認められない。)被告人本人の上告趣意は、事実誤認、単なる訴訟法違反の主張であつて、いずれも、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

## 昭和三七年三月一五日

## 最高裁判所第一小法廷

郎	俊	江		入	裁判長裁判官
輔	悠	藤		斎	裁判官
夫	潤	坂 坂	创	下	裁判官
七	常	木		高	裁判官